



第331号 令和2年(2020年) 7月

TEL 082 - 854 - 0216

FAX 082 - 854 - 6458

E-mail [kumano@hint.or.jp](mailto:kumano@hint.or.jp)

熊野町商工会案内

期 日	行 事 予 定	
7/1	水	
2	木	・新型コロナウイルス相談窓口（専門家対応）9:00～
3	金	・熊野町青色申告会通常総会（書面決議）
4	土	
5	日	
6	月	
7	火	七夕 ・源泉所得税納付手続受付締切 ・新型コロナウイルス相談窓口 9:00～
8	水	コメの日 ・三役会 10:30～
9	木	・新型コロナウイルス相談窓口（専門家対応）9:00～
10	金	・源泉所得税(納期特例分)納期限
11	土	・熊野町の観光を考える会 植栽事業 8:00～ 場所：中溝ふれあい公園
12	日	パンの日
13	月	
14	火	
15	水	
16	木	・就職ガイダンス in Kumano（町民会館） 受付 13:00～ ・新型コロナウイルス相談窓口（専門家対応）9:00～
17	金	
18	土	コメの日
19	日	
20	月	
21	火	・新型コロナウイルス相談窓口（専門家対応）9:00～
22	水	夫婦の日
23	木	海の日 ふみの日
24	金	スポーツの日
25	土	
26	日	ふろの日
27	月	土用の丑
28	火	コメの日
29	水	
30	木	梅干の日 ・新型コロナウイルス相談窓口（専門家対応）9:00～
31	金	そばの日 ・商工会年会費 納付期限（口座振替日）

## WEBセミナー 視聴できます！

商工会では今年度、会員事業所の経営に資するサービスが提供出来ないかと考え、「いつでも・どこでも・好きなだけ」見る事の出来るWEBセミナーコンテンツを視聴できるサービスを始めました。経営に関することから労務や税務、法律など約500種類にも及ぶ情報を見えていただくことが出来ます。熊野町商工会ホームページにありますWEBセミナーのバナーから、同封しております別紙に記載されている「IDとパスワードを入力の上、ご視聴下さい。



**会員  
限定**

## 合同企業説明会 就職ガイダンス in Kumano 開催!

求職者と求人者の出会いの場を提供し、優秀な人材確保の機会を創出する為、新型コロナ感染拡大防止に最大限配慮し開催します。

**日時：7月16日(木)**  
**13:30~15:30**

場所：熊野町民会館 1階「集会室」

## 小規模事業者持続化補助金 受付中

小規模事業者が商工会・商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の内、2/3を補助する制度です。

※補助上限 50万円(事業規模75万)  
(コロナ型の場合、補助上限が上がります)

<補助対象となり得る取り組みイメージ>

今まで無かった販路を開拓するための

- ①販促用チラシ作成、配布
- ②商談会・見本市への出展
- ③看板などの作成・設置
- ④商品パッケージの改良
- ⑤新商品開発経費・デザイン費用 など



<受付締切>

令和2年 8月7日(金) (コロナ特別枠)

令和2年 10月2日(金) (3次締切)

お問い合わせは、メ切から2週間前迄に商工会へご連絡下さい。(村井・新谷まで)

## 新型コロナウイルス感染症関連 各種施策について

<国からの支援制度(主なもの)>

- ・持続化給付金 昨年同月比で50%以上の売上減少の事業所に給付  
(計算式により算定されます 最高給付額 法人200万・個人100万)
- ・雇用調整助成金 雇用している従業員に対して休業補償を支払った事業所に助成(要 申請書提出)
- ・特別定額給付金 世帯ごとに1名あたり10万円の給付(町へ申請し、給付)

<県・町からの支援制度>

- ・雇用調整助成金等活用促進事業補助金(県・町) 社労士費用の助成(県 10万 熊野町 5万)
- ・テイクアウト・デリバリー参入促進事業助成金(県) 初めて取り組む事業者へ初期費用を最大30万支援
- ・熊野町事業継続応援金(町) 持続化給付金の受給要件に達しない売上減少20%以上50%未満の事業所が10万の給付を受けられます。(持続化との併用不可)

## 新型コロナ相談窓口 開設中!

県をまたいだ往来が解除となり、徐々にではありますが日常を取り戻しつつあります。しかし、売上の減少や資金繰りなど、経営を取り巻く環境が改善されるには、今しばらく時間がかかると思われます。

そこで、5月より商工会2階にて毎週木曜日並びに第1・3火曜日を専門家への相談日として、中小企業診断士や社会保険労務士の資格を持つ士業の方に直接相談が出来るよう窓口を開設しております。

補助金や助成金のことから、経営計画や資金繰りに関することまで、なんでも相談いただける窓口となっています。

別紙資料にて詳細や、事前申込書を入れておりますので、お困り事がございましたら是非窓口をご活用下さい。



## 源泉所得税 納期特例(7月)の納付指導のお知らせ

専従者や給与所得者を雇用している事業所の皆様で納期特例の制度を適用されている方は、上半期分(1月~6月分)の各従業員から預かっている源泉所得税を7月10日までに納付する義務があります。

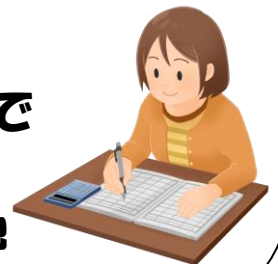
商工会にて納付指導を受付けておりますので希望をされる方は、資料持込期限までに商工会へご相談ください。(別紙にて案内しております)

<受付期限>

**7月7日(火)まで**

<必要書類>

賃金台帳・納付書 他



詳しくは同封のチラシをご覧ください商工会まで!